

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

支えあう 住みよい社会 地域から



みなさんがお住まいの地区には民生委員・児童委員が必ずいます。その活動目的は、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることです。地域での生活に不安を感じたら、民生委員・児童委員にご相談ください。

「自分がお住まいの地域の、民生委員・児童委員が分からないときは、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。」

☎(0888)56061  
FAX(0888)56058

例えばこんな活動をしています

- ◆ひとり暮らし高齢者のお宅の訪問や、小中学校との交流などを行う「社会調査活動」
- ◆家族の介護や子育てについての悩みごとの相談に応じる「相談活動」
- ◆生活に困窮した世帯が、日常生活を送るための資金貸し付けや福祉サービスなどの情報提供を行う「情報提供活動」
- ◆住民と行政や関係機関、各種団体、施設とのパイプ役を務める「連絡通報活動」…など



秋田市民生児童委員協議会常任理事、広報情報部会長  
渡邊慶治さん

一人で悩まず

お気軽に声を掛けてください

民生委員・児童委員の活動の中心は、地域の高齢者やお子さんを見守り・訪問する活動と、悩みごとや要望を聴き、行政・専門機関につなぐ活動となっています。中でも、外部との接点が減りがちな高齢者への訪問は、社会福祉協議会や町内会などと連携をとりながら特に力を入れています。

みなさんの中には、悩みごとを他人に話すことに抵抗を感じるかたもいらっしゃると思いますが、私たちには法律による守秘義務があるので、お伺いした相談内容が外部に漏れることは決してありません。一人で悩まないで、困っていることなど、いつでもお気軽に声を掛けてください。また我々の活動に興味のあるかたも、ぜひ声を掛けてください。

秋田市への寄付ありがとうございます



3月31日の贈呈式。穂積市長の右があいおいニッセイ同和損害保険(株)秋田支店の鶴丸宗久支店長、右端が肥田好史地域戦略室長、左端が近藤前企画財政部長

企業版ふるさと納税…企業のみなさんが、地方公共団体の行う地方創生の取り組みに寄付を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みのこと

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から、市の地方創生に役立ててほしいと企業版ふるさと納税をしていただきました。

【問い合わせ】人口減少・移住定住対策課  
☎(0888)5487



勝平得之ファンクラブから、今後の勝平得之顕彰事業などに活用してほしいと50万円と関連書籍などを寄付していただきました。

【問い合わせ】赤れんが郷土館 ☎(864)6851

3月30日の贈呈式。穂積市長の左が勝平得之ファンクラブの木村裕会長、左から2人目が石郷岡誠一副会長、左端が加藤隆子幹事長、右から2人目が佐藤教育長、右端が赤れんが郷土館の辻館長

●文中の「SC」はサービスセンターの略



## 市・県民税納税通知書 6月10日(金)に発送します 納期内納付にご協力ください

令和4年度の市・県民税の納税通知書を6月10日(金)にお送りします。なお、給与から市・県民税が天引きされるかたには、5月20日(金)に勤務先へ税額通知書をお送りします。

今年度の市・県民税の申告がまだお済みでないかたは、新型コロナウイルスの感染予防のため、次のものをご用意の上、可能な限り郵送での申告をお願いします。ただし、税務署へ所得税の確定申告をしたかたは、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

**用意するもの**▼源泉徴収票、健康保険料や医療費の明細書、生命保険・地震保険の控除証明書、マイナンバーカードなど

◆今年3月16日以降、申告期限の延長が行われた所得税の確定申告書を税務署に提出したかたへ

右記の納税通知書、税額通知書の発送日までに課税が間に合わず、お送りできない場合があります。その場合、課税または税額変更

を行った上で、随時、通知書などお知らせします。

●問い合わせ 市民税課個人市民税担当 ☎(888)5476

◆令和3年中の所得に関する証明書を交付します

令和3年中の収入、所得などに関する「令和4年度所得・課税証明書」は、市・県民税がすべて給与から天引きされるかたには5月20日(金)から、それ以外のかたには6月10日(金)から交付します。

ただし、コンビニ交付は、すべてのかたが6月10日(金)からになります(最新年度のみ。未申告の場合は窓口での申告が必要です)。

なお、3月16日以降に所得税の確定申告書を提出したかたは、申告内容が証明書に反映されていない場合があります。

**交付窓口**▼市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC(土曜も証明書を交付しますが、未申告者などの証明書は交付できません)、岩見三内・大正寺の各連絡所

交付に必要なもの▼運転免許証など(公的機関が発行した顔写真付きの本人確認ができるもの)

\*代理請求は委任状も必要です。

手数料▼証明書1枚300円

●問い合わせ 市民税課庶務・税制担当 ☎(888)5473

## 市税の納付には便利な 口座振替のご利用を!

今月納期の市税

▼納期限:5月31日(火)

・固定資産税第1期

・軽自動車税全期



市税の納付には、納め忘れがなくなる口座振替がおすすめです。

パソコンやスマートフォンなどから口座振替の申し込みができる「秋田市Web口座振替受付サービス」のご利用が便利です。

また、納付書を使用する場合は、コンビニエンスストアなどで納付できるほか、スマートフォンなどのカメラで納付書に記載されたバーコードを読み取ることで、スマートフォン決済やクレジットカード納付も利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1034290

●問い合わせ

納税課 ☎(888)5483

## 軽自動車税(種別割)の 減免申請はお早めに

軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月2日(月)に発送します。次の車両は減免の対象となる場合がありますので申請はお早めに。

### 減免対象車

- ① 身体や精神に障がいがあるかたが所有し、使用する車
- ② 身体や精神に障がいがあるかたが使用するために、改造した車
- ③ 居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用する車

\* 詳しくは、軽自動車税(種別割)納税通知書に同封している「障がい者のための軽自動車税(種別割)の減免について」をご覧ください。

### 減免申請窓口

市役所2階市民税課、河辺市民SC、雄和市民SC

### 申請期限

5月24日(火)(期限までに減免申請が行われなかった場合は、減免されません)

●問い合わせ 市民税課庶務 税制担当 ☎(888)5475

## 市税の休日窓口を 開設します

市・県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)について、電話や納税課窓口での相談のほか、納付も受けします。

日時▼5月14日(土)・15日(日)、午前8時30分～午後5時15分

場所▼市役所2階納税課

●問い合わせ

納税課 ☎(888)5481